

# たまじむ

創刊 平成7年 7月 1日  
発行 令和4年 10月 11日

通算 第 90 号

東京都多摩教育事務所  
東京都立川市錦町4-6-3  
Tel 042-524-7222

## いじめ「重大事態」への理解

### 1 特集について

これまで学校は、いじめ問題への対応として、校長をはじめとした教職員と保護者、地域住民、関係機関等が一体となり、いじめ防止等の取組を推進してきました。このような学校の対応にもかかわらず、時に重大事態に至ってしまうケースがあります。

学校は、いじめの未然防止・早期発見・対応の取組を充実させていくことが第一ですが、重大事態の深刻さや重大さも理解しておくことが大切です。それは、重大事態はどの学校でも起こり得るからです。危機管理として、全ての教職員が年間3回以上の「いじめに関する研修」を通して、重大事態の定義を正しく理解し、発生時の対応プロセス等を確認しておくことが必要です。特に、重大事態が発生した場合は、学校だけではなく、市町村全体の大きな課題となることにも留意してください。

本特集では、いじめの重大事態の定義の確実な理解、重大事態発生後の流れ及び重大事態への対処における具体的な取組について紹介しますので、研修等で御活用ください。

### 2 紙面の活用について

**重大事態の定義**について、具体的に**確認**することができます。

**重大事態発生後の流れ**について、**イメージ**することができます。

**被害の子供の安全確保、不安解消のための支援**について、**理解**を深めることができます。

**加害の子供の更生に向けた指導及び支援**について、**理解**を深めることができます。

もっと詳しく知りたい

<二次元コード（読み取り or クリック）から、本特集の**解説動画**が視聴可能>



Webアンケートはこちらを  
読み取り or クリック

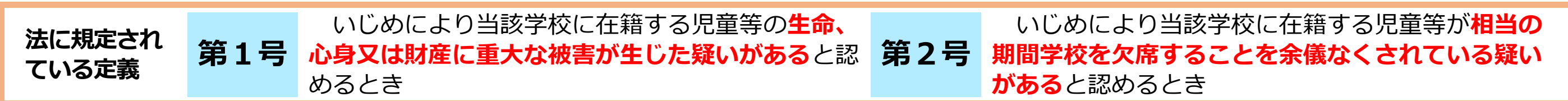
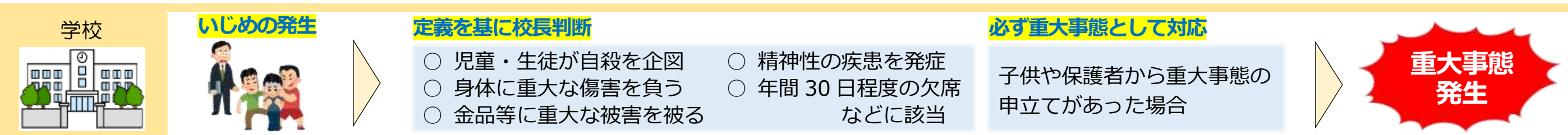
# いじめ「重大事態」への理解



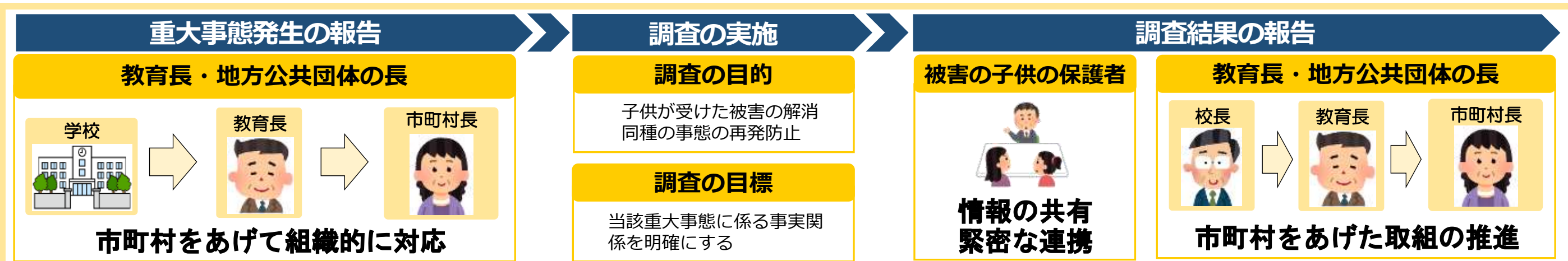
詳しい解説はこちらを  
読み取り or クリック

学校の組織的な対応にもかかわらず、重大事態に至ってしまう事例は起こり得ます。そのため、教職員には日頃から重大事態の定義を正しく理解していることや、万が一、重大事態が発生した場合に全力を尽くして対処に当たることが求められます。そこで、本特集では重大事態の定義の理解と発生後の流れ及び重大事態への対処における具体的な取組について紹介します。

## 重大事態の定義の確実な理解 年間3回以上のいじめに関する校内研修のうち、**重大事態に関して年間1回以上実施**する



## 重大事態発生後の流れ 被害の子供が安心して学校生活を送ることができる環境を再構築する



## 学校の組織的な対応による子供への支援

※「いじめ総合対策【第2次・一部改訂】」の表現に基づき、本紙面では便宜的に以下のように称しています。  
被害の子供…いじめを受けた子供 加害の子供…いじめに該当する行為を行った子供

### 被害の子供の安全確保、不安解消のための支援

- 子供の身体、財産、精神的な被害の完全な回復
- 保護者への対応の方針等の説明
- 心理や福祉、医療等の専門家と連携した支援
- 教育支援センター等と連携した支援

安心して学校生活を送ることができるよう徹底した組織的な支援を行う

### 加害の子供の更生に向けた指導及び支援

- いじめ行為への毅然とした指導と心身の健全な成長への支援
- 保護者への説明や協力関係の構築
- 警察や児童相談所等との連携
- 教職員、スクールカウンセラー等による支援

いじめの指導に加え、その行為の背景を踏まえた共感的な支援を行う

子供を形式的に「被害」「加害」に分け、一律に対応するのではなく、「被害の子供」の受けた苦痛の状況や、「加害の子供」の行った行為の重大性等に応じて丁寧に対応し、いじめの解消を図ることが重要

参考文献 ○ いじめ総合対策【第2次・一部改訂】(令和3年2月 東京都教育委員会)  
 ○ いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月 文部科学省)  
 ○ 子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)(平成26年7月 文部科学省)  
 ○ いじめの防止等のための基本的な方針(最終改定 平成29年3月14日 文部科学大臣決定)  
 ○ 不登校重大事態に係る調査の指針(平成28年3月 文部科学省)